

高等学校生徒指導ガイドライン

～ 子どもの規範意識の向上をめざして ～

平成23年3月

奈良県教育委員会

はじめに

私は常々、「子どもたちへの教育は『愛』を基盤として行わなければならない。」と述べてきました。ここで言う「愛」とは「大切にする心」です。子どもたちが自分を大切にするとともに、家族、隣人、地域を愛する心をはぐくむことが大切であると考えています。そこで、「愛を基盤として知力・体力・忍耐力を身に付けて、正々堂々と生きる子どもを育てる」を県教育委員会のスローガンとし、施策に取り組んでいるところです。

その施策の一つとして、児童生徒の規範意識を高めることが本県の喫緊の課題であることから、平成21年6月に外部有識者等からなる「子どもの規範意識向上推進委員会」を立ち上げました。委員会では、児童生徒の規範意識の実態を把握するとともに、これまでの取組を検証しつつ、規範意識向上に向けた方策や具体的な取組について協議を重ねていただきました。

また、小・中・高等学校の生徒指導担当で構成する小委員会では、昨年度の「小・中学校生徒指導ガイドライン」に引き続き、本年度は、「高等学校生徒指導ガイドライン」を作成、報告いただきました。

本ガイドラインは、生徒指導に関する基本的な考え方等と、主な事象に対するマニュアルとで構成されています。生徒指導に関する基本的な考え方等の部分では、開発的・予防的な生徒指導の重要性や生徒指導において配慮すべき事項などが示されています。一方、マニュアル編では、暴力行為等の問題事象にしばって、具体的な対応方法が示されています。

各学校においては、すべての教職員が本ガイドラインを活用し、子どもの規範意識の向上、暴力行為等問題行動の減少に向けた取組を一層進めていただくよう願っています。

最後になりましたが、「子どもの規範意識向上推進委員会」の委員長を務めていただきました大阪市立大学名誉教授 森田洋司 様（日本生徒指導学会会長）、副委員長を務めていただきました奈良女子大学教授 西村拓生 様をはじめ各委員の方々に心から敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

奈良県教育委員会教育長
富岡 将人

子どもの規範意識の向上をめざして

1 生徒指導の意義 (p 1)

- ・ 消極的な生徒指導と積極的な生徒指導
- ・ 今、改めて積極的な生徒指導を
- ・ 生徒指導は、すべての教育活動に機能する

2 生徒指導をめぐる状況 (p 1~3)	3 生徒理解と様々な配慮 (p 3~5)
<p>(1) 奈良県の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数は、9.2件、全国ワースト3位 ・ 暴力行為中、器物損壊が30%以上 ・ 「学校のきまり(規則)を守る」生徒の割合は、中学校で全国46位 	<p>(1) 生徒理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒理解が生徒指導の基盤 <p>(2) 生徒の発達段階への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の発達段階に応じた指導 ・ 発達段階には個人差がある <p>(3) 個別の配慮が必要な生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生徒の抱える課題・背景への理解」など ・ 抱え込まずに関係機関との連携
<p>(2) 近年の法改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験学習の充実 ・ 14歳からおおむね12歳に ・ 疑いがあれば通告 	<p>(4) 人権への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導と人権教育は多くの点で一致 ・ 人権を尊重するという観点から毅然とした指導を
<p>4 生徒指導体制の充実と強化 (p 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題行動等の未然防止や早期解決のための体制づくり 	<p>8 毅然とした指導 (p 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限度のルールとマナーの遵守 ・ バランスのとれた指導 ・ 教職員が一丸となった『ぶれない指導』
<p>5 教職員の専門性 (p 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員個々の力量や経験、個性だけでなく、専門性と協働性の発揮 	<p>9 生徒への懲戒・体罰に関する考え方 (p 7~10)</p> <p>(1) 懲戒・体罰に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実行為としての懲戒 ・ 体罰に該当しない懲戒 ・ 教職員の言動 <p>(2) 生徒への懲戒の適切な運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定懲戒 ・ 生徒指導内規 ・ 特別指導
<p>6 家庭・地域との連携、情報提供 (p 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開かれた学校であること ・ 学校・家庭・地域社会が相互に連携を 	
<p>7 生徒指導の対応に関する基準の明確化(見直し)と周知 (p 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の主要課題や生徒の実情に応じた指導基準を明確に 	

1 生徒指導の意義

消極的な生徒指導と積極的な生徒指導

生徒指導には、消極的な生徒指導と積極的な生徒指導があると、過去四半世紀言われてきた。消極的生徒指導とは、問題行動等が起こったとき、その対応や事後指導、相談といった生徒指導のことをいい、治療的・対症療法的な生徒指導とも言われるものである。一方、積極的生徒指導とは、問題行動等の未然防止に向けた予防的な指導や相談、生徒の成長を促す生徒指導のことをいい、開発的・予防的な生徒指導とも言われるものである。例えば、体験活動、ボランティア活動や生徒会活動などの自主活動、交通安全指導や非行防止教室の実施、教育相談体制の充実などがこれにあたる。

今、改めて積極的な生徒指導を

言うまでもなく、生徒指導は、単なる問題行動等への対応という消極的な生徒指導だけにとどまるものではなく、積極的な生徒指導を推進しなければならない。

しかし、教育現場では、問題対応に追われることが多く、生徒指導と言えば、事後対応、事後処理というイメージがある。だがそれだけでは、いじめや暴力行為等の減少にはつながりにくく、そのような問題行動等が発生しないための開発的・予防的な生徒指導が今、改めて求められている。

生徒指導は、すべての教育活動に機能する

生徒指導とは、問題行動等への指導や校則遵守の指導などに限定されるのではなく、教科指導、保健指導、道徳性の指導など、すべての学校教育活動においてその役割を果たすものである。また、生徒指導の目的は、教職員と生徒との「共感的関係」を基盤に、生徒に「自己存在感」を与え、「自己決定」の場を与え、生徒のやる気を引き出し、自己指導能力の育成を図ることにある。

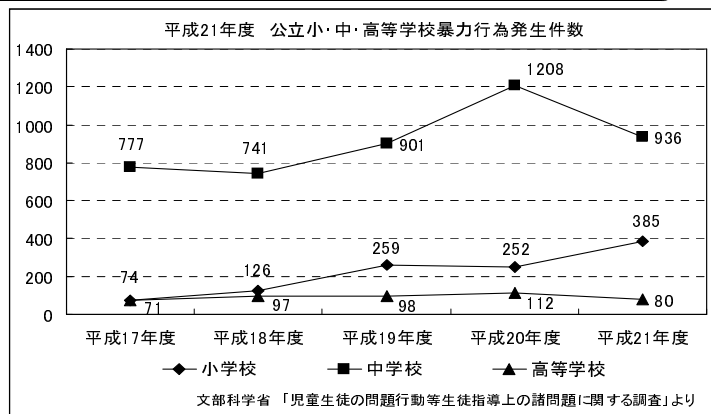
2 生徒指導をめぐる状況

(1) 奈良県の状況

小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数は、9.2件、全国ワースト3位

文部科学省「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、奈良県の暴力行為の発生件数は全国の平均を大きく上回っている。

具体的には、平成21年度奈良県の暴力行為発生件数は1,401件で、1,000人当たりの発生件数は9.2件となり、全国平均の4.3件を大きく上回った。



公立学校の校種別では、小学校で385件（前年比133件増）、中学校で936件（前年比272件減）、高等学校で80件（前年比32件減）であった。

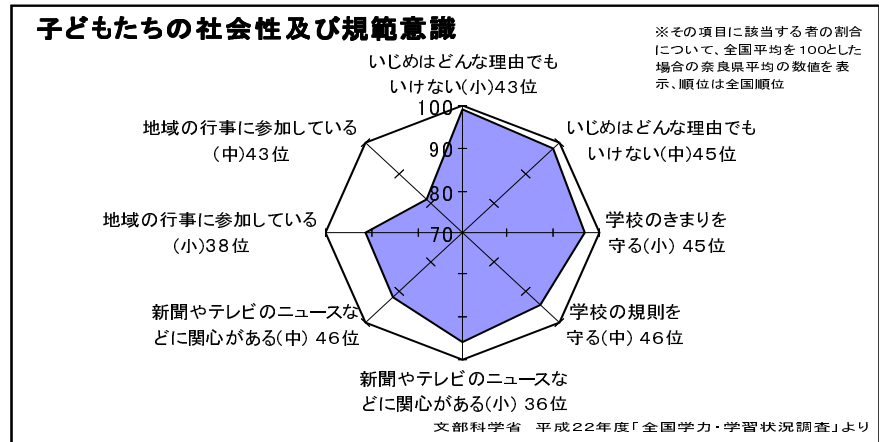
暴力行為中、器物損壊が30%以上

平成21年度奈良県の公立小・中・高等学校における暴力行為発生件数1,401件の内、態様別では、対教師暴力200件（前年比34件増）、生徒間暴力746件（前年比50件増）、器物損壊421件（前年比254件減）、対人暴力34件（前年比1件減）であった。

小学校での暴力行為は、平成17年度までは、70件前後であったものが、5倍以上に増加している。

「学校のきまり（規則）を守る」生徒の割合は、中学校で全国46位

「全国学力・学習状況調査」においても、規範意識や社会性に関する質問に肯定的に答えた児童生徒の割合は、全国と比較すると下位である。



(2) 近年の法改正等

① 平成13年7月「学校教育法」の一部改正

体験学習の充実

- ・完全学校週5日制の実施とも連動して、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実が明記された。

② 平成19年6月「少年法」等の一部改正

14歳からおおむね12歳に

【改正の要点】

- 1 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）の事件について、警察官による調査権限が明確化された。触法少年の場合は、法律上の根拠が明確でないまま警察官による任意の調査が行われていたが、非行事実の確認に支障が生じることがあるという理由等から改正に至ったものである。
- 2 14歳未満の少年でも、家庭裁判所が特に必要と認める場合に限り、おおむね12歳以上であれば、少年院に送致できることとなった。

- 3 保護観察中の少年が遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更正が見込めない場合、家庭裁判所の決定で少年を児童自立支援施設や少年院へ送致することが可能になった。
- 4 殺人など一定の重大事件について、少年鑑別所に身柄を拘束されている少年に対して、国選付添人（弁護士）を付けることが可能になった。

児童生徒の問題行動の内容、年齢によっては家庭裁判所における審判や、成人と同様の地方裁判所による刑事裁判の対象となる場合がある。少年法は、刑法、刑事訴訟法の特別法として、罪を犯した14歳以上20歳未満の者を犯罪少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者を触法少年、一定の事由があつて将来犯罪又は触法行為を行うおそれのある20歳未満の者をぐ犯少年と規定し、刑法上の犯罪でない行為についても、要保護性の観点から一定の処分等を可能とする法律であり、少年に対する福祉的配慮をも加味した法律と解されている。そして、同法によれば、14歳以上の場合には原則として家庭裁判所に送致され、審判の結果保護処分となった場合には、少年院送致、保護観察処分、児童自立支援施設・児童養護施設送致がなされることがある。また、14歳未満の児童生徒に対しては児童相談所に通告されるが、ケースによっては家庭裁判所送致とされる。なお、今回の少年法等の一部改正により、少年院送致の年齢の下限が14歳であったものが「おおむね12歳」に引き下げられた。

③ 児童虐待防止

疑いがあれば通告

- ・平成12年11月「児童虐待の防止等に関する法律」の施行
学校及び教職員等に対して早期発見努力義務及び早期通告義務などが課されることとなった。
- ・平成16年10月「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為や児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等も児童虐待に含まれるという児童虐待の定義の見直し、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とする児童虐待に係る通告義務の拡大などの改正が行われた。

（「教職員のための児童虐待対応の手引」平成20年12月 奈良県教育委員会編 参照）

3 生徒理解と様々な配慮

(1) 生徒理解

生徒理解が生徒指導の基盤

あらゆる学校教育においてその実践が成果を上げるためには、生徒理解が大切である。特に、生徒指導においては、生徒理解そのものが指導の成否を左右するといっても過言ではなく、眼前の状況のみにとらわれず、生徒の生育歴や家庭環境など、背景となる客観的事実を多角的・多面的に知ることが必要である。

(2) 生徒の発達段階への配慮

生徒指導においては、場面に応じて、全体に対する発達段階を踏まえた生徒指導と、個々の生徒の発達段階に応じた生徒指導の二面性があることに注意する必要がある。

生徒の発達段階に応じた指導

生徒の発達段階を超えた指導や低すぎる指導では十分な教育成果は望めず、発達段階を踏まえた指導が必要である。

発達段階には個人差がある

個々の生徒の発達段階には個人差があり、同年齢の生徒であっても差がある。他の生徒より劣って見えていても、それは、発達の過程である能力の発現が遅れているだけの場合もあり、他の生徒に合わせるような指導を行うと、自信を喪失させたり、ストレスを与えたりすることになる場合もある。生徒指導においては、教育相談を通じて、個々の生徒の発達段階に合わせた指導が必要となる。

(3) 個別の配慮が必要な生徒

「生徒の抱える課題・背景への理解」など

生徒の中には、個別の事情を抱え、何らかの理由により集団になじみにくい生徒、又はなじみたくてもなじめないような特別な背景を抱えた生徒がおり、特別な配慮が必要である。特に、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等の障害がある生徒、犯罪被害を受けた生徒、虐待を受けた生徒などが考えられる。

抱え込まずに関係機関等との連携

これらの生徒に対して、教育上の指導だけで課題解決が困難なときは、福祉・医療・警察等の関係機関との連携が必要となる場合がある。教職員は、通常の指導が効果を示さない生徒がいる場合には、そうした状況を学校だけで抱え込まず、関係機関の協力を得て、速やかにアセスメント（見極め）を行い、それとともに対策を検討する必要がある。重要なことは、これらの生徒に早く気づき、校内で対応を検討するとともに、様々な視点から指導を試みることである。

(4) 人権への配慮

生徒指導と人権教育は多くの点で一致

生徒指導において人権尊重の視点に立った指導は重要であり、HR活動での集団指導やその他の個別指導での人権を尊重した生徒指導は、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する人権教育として位置づけることができ、生徒指導と人権教育は、実際の指導場面においては多くの点で一致する。

このように、人権感覚を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要である。また、生徒の暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、人権侵害行為が存在することや人権相互間の調整を必要とする問題である可能性を念頭におき、人権教育を基盤として指導を行うことが大切である。

人権を尊重するという観点から毅然とした指導を

いじめや暴力をはじめ他の生徒や教職員を傷つけるような事象が起きた時には、他の人の人権を尊重する観点から、これらの行為を看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行うように努めることが大切である。

4 生徒指導体制の充実と強化

問題行動等の未然防止や早期解決のための体制づくり

問題行動等の未然防止や早期解決に向けて、各学校においては、生徒指導体制を充実・強化させた取組が重要である。

生徒指導体制とは、校内分掌の組織、HR担任や学年集団の連携、学校全体の協力体制、組織内のリーダーシップやマネジメントの状況、教職員の役割分担とモラル（意欲や道義心）、保護者やPTAとの関係性、さらには関係機関等との連携など、学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能を表す。また、生徒指導部（係）に属する教職員やHR担任の果たす役割は重要だが、それを支える学校全体の教職員の一致協力した取組も不可欠である。

5 教職員の専門性

教職員個々の力量や経験、個性だけでなく、専門性と協働性の発揮

これまで、生徒指導は、ややもすると教職員個々の力量や経験、個性に依存してきた面もあった。しかし、現在の生徒指導では、そうした指導・援助では対応しきれない面が多くなっており、すべての教職員の専門性の向上と協働性の発揮が一層求められている。

例えば、生徒の問題行動等に対しては、多面的な生徒理解のためのアセスメント（見極め）の実施、サポートチームによる問題解決のための個別の指導計画作成などが重要である。生徒の多様な問題に対応できる機能的かつ機動的な生徒指導体制を構築する上で、不断の研修を通して教育の専門家としての幅広い知識とスキルの習得や、それらを活用できる力を培うことが大切である。

6 家庭・地域との連携、情報提供

開かれた学校であること

まず、学校は自らをできるだけ開かれたものとし、生徒の保護者だけでなく地域の人々に、学校の教育目標や教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聴くなどの努力を払う必要がある。

また、学校が教育活動を展開するにあたっては、地域の人々を講師として招いたり、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらったりするなど、地域の教育力を生かすとともに、家庭や地域社会の支援を積極的に受けるべきである。

学校・家庭・地域社会が相互に連携を

学校・家庭・地域社会の連携をすすめる中で、学校が本来の役割をより有効に果たすとともに、教育のバランスをよくしていくことは極めて大切なことであり、こうした観点から、学校が今行っている教育活動についても見直しを行い、改めるべき点は改めることが大切である。

家庭は、生徒が人格を形成する過程でものの感じ方、考え方など生徒に大きな教育的影響を与える。家庭は教育の場として、本来の教育的な意義・役割を十分に認識しておく必要があり、学校は、家庭との協力関係を築くため、それぞれの生徒の家庭に対しての理解が必要である。

また、地域社会の役割として、青少年の健全な発達にふさわしい社会環境を整え、好ましくない影響を防ぐ活動などが求められる。生徒の健全育成の場となり、学校が活用できる教育資源としての側面もある。

7 生徒指導の対応に関する基準の明確化(見直し)と周知

学校の主要課題や生徒の実情に応じた指導基準を明確に

学校においては、管理職を中心として、「どのような生徒を育てるのか」という教育目標に基づいて、学校の主要課題や生徒の実情に応じた指導基準を明確にし、すべての教職員の合意形成を図る必要がある。基準を統一することで、教職員間の指導に差が生じることがなくなり、生徒や保護者から学校の指導に対する不公平感を除去することができる。

また、明確な指導方針、そして指導基準や校則等を積極的に外部に公開するとともに、入学後の早い段階で、生徒及び保護者等に周知をしていくことが必要である。学校が規律確立のためのシステムをもっていることを外部にも示すことで学校に対する信頼を得ることができ、また、生徒、保護者には安心感を与えることにもつながるからである。

8 毅然とした指導

最低限度のルールとマナーの遵守

生徒が学校内の集団生活における決められたルールの目的を理解したうえで行動できるように、十分なガイダンスを行うことが必要である。また、生徒の「安全で規律ある学習環境の確保」という点から、「他人に迷惑をかける行為」「授業中の態度」「時間厳守」等、生徒としての最低限のルールとマナーを遵守させるため、毅然とした態度で粘り強い指導をすることが必要である。

バランスのとれた指導

基準に従って指導をすることは当然であるが、なぜ問題行動を起こしたのか、生徒の内面の問題に向き合い、理解しようとする姿勢が失われてはいけい。言い換えると、生徒に対しては、「見守り」や「受容」の姿勢をもちつつ、間違っていることは間違っていると指摘し、そのバランスを重視しながら粘り強く指導することが大切である。そうすることが生徒が自ら規範を守る理由を理解し、規範を内面化していくことにつながる。

教職員が一丸となった『ぶれない指導』

生徒の些細な問題行動についても、教職員が曖昧な態度をとることなく「あたりまえにやるべきこと」を「あたりまえのこと」として、教職員が一丸となって『ぶれない指導』を実施していくことが大切である。

9 生徒への懲戒・体罰に関する考え方

(1) 懲戒・体罰に関する考え方

事実行為としての懲戒

生徒に注意、叱責、居残り、起立、課題、文書指導、別室指導などを行うことは、法的な効果を伴わないので、事実行為としての懲戒と呼ばれている。これらの懲戒を行うにあたっては、当該生徒の発達段階、健康状態、場所や時間的な環境などの諸条件を勘案の上、肉体的な苦痛の有無を判定し、体罰にならないよう留意しなければならない。

体罰に該当しない懲戒

① 体罰について

- ・有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外へ出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置くなど肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。

- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い生徒を叱って席につかせる。
- ・ 生徒からの教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を生徒に与えた場合であっても体罰には該当しない。また、他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

② 生徒を教室外に退去させる等の措置について

- ・ 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、懲戒の手段としては許されない。
- ・ 授業中、生徒を教室に入れず、又は教室から退去させることは、その生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段として差し支えない。
- ・ 生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の生徒の学習を妨げるような場合には、教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- ・ 携帯電話を生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

教職員の言動

生徒に対して、注意・叱責等の指導を行うに当たっては、生徒の人権を侵害することのないよう配慮しなければならない。

例えば、生徒への指導において、感情的な言葉が混じることもあり、そのことで生徒に対する思いが伝わり、教育的効果が期待できることもあるが、生徒は、教職員が不用意に発した言葉のために深く傷つくことも少なくない。

教職員は、どのような生徒に対しても、常に人権に配慮すべきであり、自らの人権意識を高めるように努めるべきである。

(2) 生徒への懲戒の適切な運用について

法定懲戒

学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」と規定している。また、学校教育法施行規則第26条第2項では、懲戒のうち、退学、

停学及び訓告の処分は、校長が行う、第3項では、退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができると定められている。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

懲戒を行うに当たっては、その基準についてあらかじめ明確化し、生徒や保護者に周知し、家庭等の理解を得るように努めることが重要である。

なお、退学については、生徒の意に反して在学関係を終了させ、その身分を奪うものであり、いわば最後の手段であることを十分に認識し、より慎重に対応することが必要である。問題行動の内容、関与の程度、結果の重大性、反省状況、これまでの指導経過、改善の可能性等を十分に検討することが重要である。

生徒指導内規

法定懲戒や特別指導を行うに当たっては、指導に一貫性をもたせるため、生徒指導上の対応に関する基準やきまり等について、あらかじめ明確化し、教職員間の共通理解はもちろん、生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るよう努めることが大切である。

また、指導に関する基準等の適用や具体的指導については、教職員間の共通理解を図り、その運用の状況や効果について絶えず点検・評価を行い、社会通念上の妥当性の確保に努める必要がある。

特別指導

生徒指導において、問題行動を起こした生徒が、自らの行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにはどのようにすればよいかを考え、それを実行するよう指導することが大切である。しかし、通常の教育活動の中では、十分に指導の効果が期待できないと考えられる場合には、日々の教育活動とは異なる特別指導を実施することがある。

特別指導としては、家庭における反省指導、学校における反省指導などがあるが、生徒の家庭状況などを十分に考慮して行う必要がある。

また、特別指導は法定懲戒とは異なること、生徒に対する教育的な指導であることを保護者及び本人に十分理解させ、家庭の協力のもとに実施する必要がある。

指導するに当たっては、生徒や保護者に特別指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を十分に説明するとともに、生徒や保護者に反論や弁明の機会を与えるなど、特別指導を行うまでの手続きを適切にすることが必要である。

① 特別指導の方針を生徒・保護者に説明する

- ・特別指導の方針(手順、方法、期間等)を具体的に生徒・保護者に説明する。
- ・生徒が展望をもてるよう、特別指導の期間中の反省課題や達成目標を具体的に示し、生徒に理解させる。

- ・特別指導の期間中に、反省が深まらない生徒には、保護者と連携して阻害要因を探り、指導計画の見直しなど、粘り強い指導が必要である。

② 特別指導期間中の学力補充

- ・学校や生徒の実態に応じて、指導期間中の学習計画を立てることが必要である。また、学習計画の在り方によっては、特別指導期間中の出欠席の扱いや欠課時数の扱いについても十分検討する。
- ・生徒には、教科の学習課題等を与え、通常の学習活動にスムーズに戻すための学力補充を図る。

③ 「自宅謹慎」や「自宅待機」などの指導についても、方針を明確に

- ・「自宅謹慎」や「自宅待機」などの指導についても、教育的見地からより適切な指導が行われるよう、指導の方針をできるだけ明確にすることが求められる。
- ・保護者の理解を得た上で実施し、保護者と十分に連携した積極的な対応が必要である。

④ 「自主退学」について

- ・「自主退学」は、生徒及び保護者が自らの意志によって提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものであることを十分に認識し、慎重に対応することが必要である。

参考資料

- 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書 - 規範意識の醸成を目指して -
平成18年 5月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」 - 小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ -
平成20年 3月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
- 「生徒指導提要」
平成22年 3月 文部科学省

マニュアル編

マニュアル編では、生徒指導にとって大切なポイントや、対応の手順及び再発防止に向けた取組を示しています。

本マニュアルにある基本的な対応について理解を深めるとともに、各学校の実状に応じた対応方法を工夫してください。

□ 家庭訪問のポイント 家庭訪問の意義

生徒の家庭や生活環境を把握し、生徒の指導に役立てる。
保護者との連携を密にして、生徒の指導とHR運営が円滑に進められるようにする。



家庭との連携が深まり、いざという時に大きな支えになる。
学校と家庭が生徒を「共に育てる」連帯感の基礎を築く。

家庭訪問の目的

生徒の家庭での様子を把握する。

- ・生活のリズム、家庭の雰囲気、家庭での会話、高校での満足度、生育歴上での問題等

生徒の家庭での心配な点などが無いかを把握する。

- ・家族・保護者への態度、家庭での役割、身体上の心配な点

生徒の学校での様子や成績を保護者に報告する。

- ・学校生活での生徒像と気になる点、良い点や褒められる行動、家庭への協力要請事項等

保護者に担任としてのHR経営や指導方針を説明する。

- ・生徒に対して望むこと、伸ばしたいことを伝える。
- ・保護者に安心感を与える → 相談が受けられる関係づくり

通学路と通学手段の確認をする。

- ・方法と所要時間の確認

注意事項

- ・保護者から家庭の様子を話してもらい、十分に聴くことを優先する。
- ・話しにくいことを無理に聴き出したり、聴いてもメモはその場でとったりしない。
- ・保護者の前では生徒の批判はせずに、伸ばしたいところについて話す。
- ・他の生徒のことや世間のうわさは話さない。
- ・学校の代表として行っており、その場で返事ができないことは、後日連絡する。
- ・家庭訪問での情報を他人に漏らすと本人に伝わることもあり、信頼をなくす。
- ・緊急連絡先の確認（会社名等）、連絡をする際に学校名を伝えてよいかどうかの確認をする。

問題行動等による家庭訪問

- ・HR担任一人で行かず、学年主任または副担任と複数で事象説明をする。
- ・不安になっている保護者や子どもに説教をしないで、気持ちの安定に努め、反省を促す。
- ・事象発生時の思いや、周囲への影響の確認を自ら話をさせる。

- ・問題行動の現象面だけにとらわれず、生徒の人格形成の視点に立って話を
する。
- ・生徒が家庭を楽しく感じるために、家庭の温もりや保護者の愛情が立ち直
りに効果的であることを説く。
- ・問題行動を自ら周囲に話さないように強く伝えておく。
- ・学校の指導方針をもっていく。

□ 生徒指導の初期対応ポイント

もし、何かが起こったら



まずは、初期対応

最悪の事態を想定し、慎重にかつ素早く誠意をもって対応
安全確認・安全確保

そして、報告・連絡・相談

管理職と教職員が情報共有 必要に応じて関係機関と連携

続いて、調整・理解・確認

どのような組織でかかわるかを調整
みんなで理解し合い、解決できたかを確認

事実に基づき迅速に学校の対応方針を打ち出し対応

情報の分析と具体的な対応策を決定し対応

□ 保護者や地域住民からの要望対応ポイント

学校への要望があったら



まずは、しっかり話を聞く

相手の主訴をしっかり理解 時間をかけてすべて聴取

要望を迷惑と思わない

真摯な態度で対応 相手の思いをしっかり受容

即答はしない

確認できている事実のみを回答 個人的な考えでの回答は厳禁

学校の指導方針や把握した事実 は、明確に回答
できることできないこと

感謝の気持ちを忘れずに

学校や生徒のために意見をいただいたことに感謝

情報の整理と記録

主訴の内容をしっかりと記録

相手の氏名や連絡先をしっかりと記録

報告・共通理解・連携

管理職と教職員が情報共有・共通理解
必要に応じて育友会（P T A）や関係機関と連携

事実確認・適切な指導

当該教職員や生徒に事実確認する 非がある場合は、しっかり指導

教職員には管理職が、生徒には担当教職員が、確認と指導

迅速に誠意をもって回答

確認した事実について誠意をもって回答

当該教職員や生徒に非がある場合は、しっかり謝罪
要望の内容が誤っている場合や不当な場合は、毅然とした態度で対応

対応時の注意点

- ・ HR担任や学校としての意見が、先方にとって厳しいものであればあるほど、それを心に届ける工夫と努力が必要である。
- ・ 充実した傾聴の時間がすべての基本となる。
- ・ 問題解決までは、常に教職員間で情報の共有化を図る。
- ・ 必要に応じて、対応する教職員や対応窓口を一本化する。
- ・ 学校だけでは解決できず、専門的なアドバイスが必要な場合や緊急に対応しなければならない場合（生命や安全にかかわる等）は、関係機関と連携する。

関係機関については、次の冊子に詳しく紹介されている。

「学校問題解決ネットワーク」 平成20年3月 国立大学法人 奈良教育大学

1 生徒間暴力・対人暴力

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力の制止

複数の教職員で対応

- ・生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
- ・周りの生徒を遠ざける。
- ・「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、生徒のななめの位置)
- ・必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・落ち着いたならば、当該生徒をそれぞれ別の場所に移動させる。

負傷者への対応

安全確認

- ・周りにいた生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・負傷者がいた場合は、救助と安全確保をする。
- ・養護教諭等による応急処置をする。
- ・管理職や生徒指導主事及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。

連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告(5W1H、事実のみを正確に)
- ・情報の一元化
- ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ・関係学校への連絡(他の学校の生徒も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。

事実確認

事実関係の確認

- ・一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因(背景にいじめによるものがないか等)、動機、関係した生徒などについて聴取する。(いじめが考えられる場合は、「事例から学ぶいじめ対応集」平成21年3月 奈良県教育委員会編を参照)

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。
- ・内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・他の学校の生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・複数の教職員で行う。
- ・生徒の思いをしっかりと受け止める。

被害生徒

- ・安全は必ず守ることを伝える。

加害生徒

- ・逐一指導するのではなく、事実を把握するために聴取する。

周囲の生徒

- ・周囲にいた生徒すべてを対象に一人ずつ聴取する。

対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・被害生徒や保護者への対応、支援
- ・加害生徒や保護者への指導、支援
- ・他の生徒への指導

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導や支援の役割分担



生徒・保護者への対応

被害生徒

家庭訪問

- ・家庭訪問を実施し、病院等への見舞いや共感的理解に基づく指導と援助をする。(仕返しの無意味さ、人間関係の回復)

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

被害生徒の保護者

概要説明

- ・生徒が保護者に話す前に電話による概要説明をする。(事実のみを正確に)

家庭訪問

- ・複数の教職員で家庭訪問を実施し、指導方針を具体的に説明する。
- ・要望や意見を聞き、警察への被害届の提出についての意思確認を行う。
- ・被害生徒に対する学校での今後の支援について説明する。

加害生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・HR担任を中心として学年主任や生徒指導主事等複数でかかわる。
- ・いじめや暴力行為は「命にかかわる重大なこと」であること、許されない行為であることを気付け、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・生徒の気持ちを受容する。

加害生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について生徒指導主事等から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

再発防止に向けた取組

寛容の名のもとに曖昧な指導をしない。

- ・指導基準の明確化
- ・指導基準の生徒と保護者への事前周知
- ・毅然とした粘り強い指導

二次的な暴力行為を防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮する。

規範意識を育む指導の充実を図る。

体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践に努める。

一人一人の生徒とのふれあいや悩み相談の時間を確保する。

生徒の動向を把握する。

- ・生徒の集まる場所や出入りする場所等の把握
- ・近隣の学校間で、情報交換と行動連携

教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。

日常的に保護者との連携の強化をする。

所轄警察署と協働した非行防止教室を開催する。

連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)

- ・校区内の公共機関や交通機関及び店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
- ・警察や子ども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

2 対教師暴力(対教師暴言)

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力(暴言)の制止 複数の教職員で対応

- ・生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
(教職員一人に対応を余儀なくされる場合、まず興奮状態の鎮静化を図る。)
- ・周りの生徒を遠ざける。
- ・「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、生徒のななめの位置)
- ・必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・落ち着いたならば、加害生徒を別の場所に移動させる。

負傷者(被害教諭)への対応

安全確認

- ・周りにいた生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・負傷者がいた場合は、救助と安全確認をする。
- ・養護教諭等による応急処置をする。
- ・管理職や生徒指導主事及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。
- ・場合によっては、診断書をとる。
- ・心のケアにも配慮する。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告(5W1H、事実のみを正確に)
 - ・情報の一元化
 - ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
 - ・警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**



事実確認

事実関係の確認

- ・加害生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因、動機、関係した生徒などについて聴取する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。
- ・聴取内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・複数の教職員で行う。
- ・生徒の思いを(日ごろからの思いも)しっかりと受けとめる。

被害教職員

- ・管理職が行い、暴力(暴言)内容について、記録にまとめる。
- ・日ごろの生徒の様子や人間関係等を聞き取り、記録としてまとめる。
- ・被害届の提出をためらわない。

加害生徒

- ・逐一指導するのではなく、事実を把握するために聴取する。

周囲の生徒

- ・周囲にいた生徒すべてを対象に一人ずつ聴取する。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・被害教職員への対応、支援
- ・加害生徒や保護者への指導、支援
- ・他の生徒への指導
- ・被害届提出を検討

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担
- ・被害届提出の有無を決定



生徒・保護者への対応

加害生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害教職員への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・HR担任を中心として学年主任や生徒指導主事等複数でかかわる。
- ・暴力(暴言)行為は絶対許されない行為であるという毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・生徒の気持ちを受容する。

加害生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について生徒指導主事等から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害教職員への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・管理職も含む複数の教職員で対応する。
- ・これまでの指導等に原因や動機が認められる場合、その部分についてはきちんと反省の意を伝える。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

その他

他の生徒への指導

- ・全校あるいは学年集会の実施やHRでの指導を行い、いかなる暴力(暴言)も許されない行為であるという毅然とした姿勢を生徒に示す。
- ・学校(教職員)側に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。

再発防止に向けた取組

体験的な活動を通じた人間関係づくりを実践する。

規範意識を育む指導の充実を図る。

いかなる暴力(暴言)も許さないという毅然とした学校の姿勢を示す。

教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。

日常的な保護者との連携を強化する。

生徒の動向を把握する。

連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)

- ・警察やこども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

3 万引き(自転車・単車の盗難)

初期対応のポイント

- ① 発生現場または警察へ複数の教職員で急行し、事実確認を行う。
- ② 生徒や保護者から申し出(相談)があった場合、その気持ちを大切にしながら正確な事実確認を行う。
- ③ 万引き(自転車・単車の盗難)は犯罪行為であるという毅然とした態度で対応する。

対応の手順

生徒が店舗等にいる場合

発生現場または警察へ

- ・複数の教職員で急行する。
- ・事実を確認する。(迷惑をかけたことをまず謝罪し、店主や警察及び本人から確認)

その他

- ・保護者へ連絡し、発生現場等への迎えを依頼

生徒が店舗等にいない場合

生徒からの申し出

- ・事象を確認する。
- ・保護者や店主に連絡し、確認する。

保護者からの申し出

- ・事象を確認する。
- ・生徒に確認する。
- ・店主等に確認する。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告(5W1H、事実のみを正確に)
 - ・情報を一元化
 - ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
 - ・関係学校への連絡(共犯者や被害者として他校生もかかわっている場合)
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**



事実確認

事実関係の確認

- ・原則として問題事象が発生したその日に行う。(特に加害生徒が複数いる場合)
- ・加害生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因(背景に、いじめや他の生徒による強要がないか等)、動機、関係した生徒などについて聴取する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。
- ・聴取内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・他の学校の生徒もかかわっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・複数の教職員で行う。
- ・逐一指導するのではなく、事実を把握するために聴取する。
- ・生徒の思いをもしっかり受けとめる。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報の集約
- ・当該生徒と保護者への指導、支援
- ・指導方法を協議

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担



生徒・保護者への対応

当該生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・弁償について話し合う。
- ・自分自身が責任を取らなければならないことを認識させる。
- ・問題行動の背景にあるものを取り去る。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・HR担任を中心として学年主任や生徒指導主事等複数でかかわる。
- ・万引き(自転車・単車の盗難等)は犯罪行為であるということを十分に理解させ、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・生徒の気持ちを受容する。

当該生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について生徒指導主事等から説明を行い、今後の対応策を協議する。
(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・店主又は被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。
- ・生徒の非難は避ける。

他の生徒への指導

実情把握

- ・集団で行われている場合があり、アンケートや個人面談等によって実状を正確に把握するよう努める。

その他

- ・万引きは犯罪であり、非行の入り口であることを理解させるとともに、集団で行われることが多いことから友達から誘われても断る勇気をもたせるよう指導する。
- ・万引きや自転車盗や単車盗は、刑法の「窃盗罪」で、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に当たる犯罪であって、「カネを払って返せばいい。」では済まないことや店主等への迷惑等について指導する。

再発防止に向けた取組の例

全校生徒への指導と現状把握

- ・集団で計画的に万引きをするケースや万引きをした商品が校内で売買されるケースがあるため、生徒の言動に留意する。
- ・万引きに対する生徒の意識や現状について、教職員の共通理解を図る。

日常的に保護者との連携強化

- ・小遣いに見合わない持ち物や金銭を持っているか。
- ・買った覚えのない物を持っているか。
- ・品物の売買の話をよくしていないか。

生徒がよく立ち寄る店舗等への定期的な巡視活動の実施

所轄警察署と協働した非行防止教室の開催

教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会の実施

連絡体制の構築(普段から顔の見える関係を構築する。)

- ・警察や子ども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

〈参考〉

被害請求について

- ・万引きをした生徒を引き取りに行った際、店主から受け取った請求書には、万引きに対応した店員の人件費(時間分)が請求代金に含まれるケースもみられる。

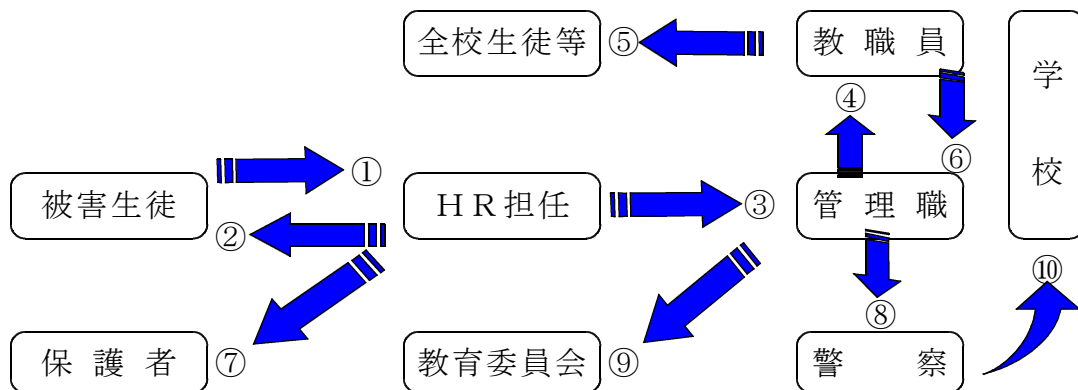
4 校内での盗難

初期対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ④ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- ⑤ 「盗難は犯罪行為（窃盗）である」という学校の姿勢を明確にする。
- ⑥ 状況によっては、外部機関との連携を図り、毅然として問題の解決に努める。

対応の手順

情報収集と連絡・報告



- ① 被害情報（被害生徒を落ち着かせて話しを聞く。）
- ② 被害確認（5W1H【誰が、いつ、どこで、何をどうする、なぜ】について聞く。）
- ③ 管理職への報告（緊急を要する場合は、直接校長に報告する。）
- ④ 教職員への指示（複数の教職員で対応、メモ類・カメラ等により記録する。）
- ⑤ 被害生徒や周りの生徒から情報を収集（「犯人捜し」の印象を与えないようにする。）
- ⑥ 管理職等への報告（情報を一元的に集約し、時系列により記録する。）
- ⑦ 保護者への連絡（盗難の事実等を端的に伝え、警察への「被害申告」の有無について意見を聞く。）
- ⑧ 警察署への通報（学校だけでは対応が困難な場合は、地元の警察署に協力を依頼する。）
- ⑨ 教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて）
- ⑩ 警察による現場検証（生徒に混乱が生じないように配慮する。）

※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。

対応方針の協議

対応チームによる緊急対策会議

- ・ 生徒や教職員等から集まった情報の整理
- ・ 被害生徒や保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を具体的に検討

緊急職員会議

- ・ 全教職員への周知と共通理解
- ・ 今後の対応策の検討と役割分担

※対応チームは、管理職、学年主任、生徒指導主事、HR担任等で編成する。

全校生徒への指導

臨時のHR活動、学年集会、全校集会等での指導

- ・ 盗難被害が発生したことの概要説明（被害生徒のプライバシーや人権に配慮する。）
- ・ 生徒に道徳や社会のルール（人の物を盗むことは犯罪である等）についての指導
- ・ 全校生徒から情報を収集（秘密の厳守等）
- ・ 憶測や噂話を自重するよう指導（噂話等からいじめに発展する恐れがあるため）
- ・ 貴重品等の自己管理の徹底（貴重品を持ってこない、持ってきた時のルール等の厳守）
- ・ 被害者の感情を考慮しつつ、生徒の自己防衛の重要性を説き、再発防止への意識を高めるための指導

疑わしい生徒への対応

個人面談

- ・対象者が複数の場合は、複数の教職員で同時に行う。(生徒を一人きりにしない。)

留意点

- ・個人面談の際、保護者への事前承諾を得る。
- ・個人面談を実施する。(定期面談や別の理由で呼び出す等配慮する。)

関係者への対応

被害生徒への対応

- ・必要に応じて、教育相談を実施し、心のケアを行う。

被害生徒の保護者への対応

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪をする。
- ・盗難にあった状況と学校の対応についての説明をする。(学校の指導体制について説明し、誠意をもって対応する。)
- ・再発防止に向けた具体的な対応策の提示する。

加害生徒への対応

- ・加害生徒の情報が、他の生徒に伝わらないよう留意する。(情報管理に努め、プライバシーや人権に配慮して対応する。)
- ・生徒指導主事等による叱責や説諭をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・再発防止に向けた指導を実施する。
- ・今後の在り方を共に考え、前向きな生活ができるよう励ましを与える。
- ・生徒の心情や人間関係、個別の課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- ・謝罪方法についての話し合いを行う。

加害生徒の保護者への対応

概要の説明、今後の対応策の相談

- ・保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に子ども支援に取り組む。
- ・生徒の成長過程でどのように接してきたかを確認し、今後の指導方針や方法を検討する。
- ・生徒の抱えている問題や保護者の悩みなどに丁寧に聞き取り、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや相談機関等を紹介し、長期的展望をもって取り組む。

留意事項

- ・共感的理解に基づく指導と支援をする。(心情を理解し、丁寧に聞き取り、相談活動を行う。)
- ・事実の公表については、当該生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・家庭訪問を実施する。(HR担任と管理職等複数で実施する。)
- ・学校は捜査機関ではなく、教育機関であることの理解を求める。(警察の被害届の提出については、保護者の意向を尊重する。)



再発防止に向けた取組

学校及び教職員

- ・教室を移動する時など貴重品の管理と教室の施錠を徹底する。
- ・盗難は、外部侵入等の可能性もあることを踏まえ、門扉の施錠や来訪者への声かけ及び巡回体制の見直し等、防犯体制を確認する。
- ・非行防止教室を開催する。

生徒

- ・生徒の動向の掌握(計画的な校内巡視体制、遅刻者や早退者の把握、職員室を含めた空き教室の施錠等)に努める。
- ・教育相談体制の充実を図り、生徒の悩みなどの心理的な面を相談しやすい環境を作り出す。

関係機関

- ・子ども家庭相談センターや各相談機関との連携を図る。
- ・健全育成や非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
- ・保護者が被害届を出すことが明らかな場合は、事前に警察に説明する。

5 薬物乱用

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で事象発生現場や警察等へ急行し、状況を確認する。
- ② 警察や医療等関係機関と最大限の連携協力体制をとる。
- ③ 管理職と生徒指導主事に対し、正確な情報を迅速・確実に伝える。
- ④ 薬物の使用は重大な違法行為であることについて指導する。

対応の手順

情報の収集

発生現場等への急行時及び到着時における心構え

- ・複数の教職員で対応し、生徒の行為を中止させる。
- ・当該生徒が正常な状態ではないことを念頭に、安全には十分配慮する。
- ・必要であれば身体を押さえるなど、受傷事故防止に十分留意する。
- ・現場にナイフ等の危険物があれば、直ちに取り除く。
- ・教職員及び周囲の者に危険が及ぶ場合は、警察に通報する。
- ・当該生徒の身体に変調をきたしている場合は、救急車を要請する。

現場での対応

- ・通報者や警察等から確認する。
- ・当該生徒から聴取する。
- ・当該生徒等と一緒に居合わせた同行者から聴取する。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への連絡
 - ・警察への通報
 - ・保護者への緊急連絡（事件の概要等）
 - ・関係学校への連絡（関係者に他校の生徒がいる場合）
 - ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて）
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**

事実確認（警察・医療機関による対応以外の場合）

生徒からの聴取

生徒からの聴取事項

- ・薬物使用の原因（動機）
- ・薬物使用に至るまでの経緯
- ・薬物使用の頻度や種類
- ・関係した生徒や友人及び背後関係
- ・薬物の入手先や方法
- ・生徒の生活状況（家庭環境等）

生徒への指導

- ・薬物使用に関する指導（重大な違法性）
- ・家庭や学校等への影響の大きさの認識

交友者・背後関係の実態把握

- ・個別面談やアンケート等での実態把握
- ・不良集団や暴力団組織の把握
- ・当該生徒との交友関係や繋がり把握

依存度が高い生徒への対応

- ・保護者や医療機関と連携し、治療的な対応

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会

- ・情報の集約と整理
- ・当該生徒や保護者への指導、支援

緊急職員会議

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ・指導方法を決定



生徒・保護者への対応や指導

当該生徒

指導方針及び方向性

- ・再発防止に向けた指導と支援（HR担任を中心として、学年主任や生徒指導主事等複数の教職員でかかわる。）
- ・毅然とした態度での指導
- ・交友関係や生活習慣の改善指導
- ・不良集団や暴力団関係からの脱退支援

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケア

当該生徒の保護者

概要説明

- ・事件についての説明

家庭訪問

- ・生徒の普段の生活習慣や交友関係について聴取
- ・生徒の再発防止に向けた助言と指導
- ・学校と家庭の連携（情報交換や定期的な面談）

その他

関係機関等への支援要請

- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合⇒出身学校
- ・一時保護を必要とする場合、児童虐待の恐れがある場合⇒こども家庭相談センター



再発防止に向けた取組

学校での対応

- ・生徒や保護者等との信頼関係の構築や連携を強化する。
- ・生徒の動向を把握する。
- ・指導力向上のための事例検討会を実施する。
- ・生徒に薬物に対する正しい知識を学ばせ、違法行為であることを認識させる。

関係機関と連携した対応

- ・近隣の学校間で、情報交換と行動連携をする。（生徒の溜まり場、交友関係等）
- ・警察や各種関係機関と連携し、薬物乱用防止教室を開催する。
- ・学校外での連携及び連絡体制を構築する。（公共施設や大型店舗、交通機関等生徒が立ち寄りそうな場所等）

〈参考〉

薬物使用を疑わせるサイン

初期段階

- ・薬物使用のための道具らしき物を持っている、若しくは部屋の中にある。（例：注射器、パイプ、ビニール袋、筒状に丸めたアルミホイル等）
- ・薬物のことが話題になると嫌がる、あるいは必要以上に興味を示す。

危険段階

（心身面）

- ・極端な体重減少や体調不良がみられる。注意力が散漫になる。
- ・幻覚や幻聴に怯える、舌がもつれる。

（行動面）

- ・気分や態度が変わりやすくなる、活力や気力が低下してくる。
- ・成績が極端に落ちる、学校を休みがちになる、家に寄りつかなくなる。
- ・金遣いが荒くなる、異常なまでにテンションが高くなる。
- ・肘の内側を隠すような素振り等をする。（注射痕を隠すため。）
- ・交遊関係が変わる、家族とのかかわりを嫌がる。